

## 広報おおよど広告掲載実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、大淀町有料広告掲載の取扱いに関する規程（以下「取扱規程」という。）に定めるもののほか、大淀町（以下「町」という。）が発行する広報おおよど（臨時に発行するものを除く。以下「広報紙」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は、裏表紙 記事右及び中頁の下部とする。ただし、広報紙の編集上、支障があるときは掲載位置を変更することがある。

### (広告の規格等)

第3条 広告の規格（縦 cm×横 cm）及び枠数は、別表第1のとおりとする。なお、町は、広告掲載申込者が多数あるなど、広告掲載場所を追加して設ける必要があると判断した場合には、新たに広告枠を設置することができる。

### (広告の申込み)

第4条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、取扱規程第7条に規定する大淀町有料広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする版下（完全な原稿をいう。）を添えて、広告掲載を希望する広報発行日の前々月の末日までに町長に提出しなければならない。

2 広告の申込みは、1号につき1枠とする。ただし、2号広告については、申込者数が募集枠数に満たないときは、同一頁に隣り合う2枠を1広告として申し込む事ができる。

3 連続して広告掲載できる期間は、1号広告については最長で12号までとし、2号広告については最長で6号までとする。

### (募集)

第5条 広告掲載の募集は、随時行うものとする。

2 申込者が募集枠数を超えるときは、取扱規程第4条に規定する優先順位によるものとし、同一募集枠に優先順位を同じくする複数の申込者があるときは、連続して掲載を希望する期間が長い者（当該期間が同じである場合は、過去に掲載した期間が長い者）を優先する。

3 前項の規定により掲載者が決定しないときは、くじにより掲載者を決定するものとし、くじの方法は、その都度定める。

### (広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、別表第2のとおりとする。

2 取扱規程第15条の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した期間の総額とする。

### (広告内容等)

第7条 広告のデザイン及び内容は、広報おおよどのイメージを損なうことのないよう、

広告主と調整してから掲載するものとする。

2 広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、広告主において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は広告主の負担とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要とする事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月10日から施行する。

別表第1（第3条関係）

広告の規格及び枠数

広告の名称	規格(縦 cm×横 cm)	掲載場所	掲載枠数
1号広告(4色刷り)	8.5 cm×11.5 cm	裏表紙	3枠
2号広告(1色刷り)	4.8 cm×8.6 cm	中頁	2枠

注：広報紙の編集上、支障がある時は掲載位置を変更することができる。

別表第2（第6条関係）

広告掲載料の単価（1枠）

第1広告		第2広告	
区分	掲載料	区分	掲載料
1ヶ月	20,000円	1ヶ月	10,000円
2ヶ月	40,000円	2ヶ月	20,000円
3ヶ月	60,000円	3ヶ月	30,000円

4ヶ月	72,000円	4ヶ月	36,000円
5ヶ月	90,000円	5ヶ月	45,000円
6ヶ月	102,000円	6ヶ月	51,000円
7ヶ月	119,000円		
8ヶ月	128,000円		
9ヶ月	144,000円		
10ヶ月	150,000円		
11ヶ月	165,000円		
12ヶ月	168,000円		

注：2枠を1広告として申し込む場合、掲載料は2枠分とする。